

処分基準（公表用）

様式第4号

所管部（局）・課 農林水産部 畜産課

法令名	家畜伝染病予防法施行細則		法令番号	昭和31年 第44号		
手続名	放牧等の制限		根拠条項	第13条		
処分基準	<ul style="list-style-type: none"> ・知事は、家畜伝染病のまん延を防止するため必要があるときは、一定種類の家畜の放牧、種付、と畜場以外の場所におけると殺又はふ卵を停止し、又は制限する。 ・家畜伝染病まん延防止のため、不服申し立てをすることができない。 					
	対応区分	1—聴聞の実施 2—弁明の機会の付与	処理機関 家畜保健衛生所	交付機関 畜産課	目次	